# 解 題

## 一、はじめに

既刊の小平市史料集第十二集は「新田開発1」として新田開発、入村者・離村者、奉公人に関するものを、第十三集は「新田開発2」として年貢、抱屋敷を収録しました。この第十四集は「新田開発3」として貸借と寺社を収めました。 貸借は武蔵野新田の総検地が行なわれた元文元年(一七三六)までの史料を集め、寺社については基本的な収録年代は同じですが、それ以降の年代の史料は由緒・紛争・参詣等の歴史的に重要だと思われるものを収録し、村ごとに年代順に配列しました。この結果、本冊には貸借六九点、寺社二一六点、合計二八五点が収録されています。

新田開発の中でも今回は貸借関係の史料を取り上げ、新田開発初期の村の生活の様子を探ると共に、寺社の歴史に関する史料をまとめることによって村人の信仰について辿ることができるものと思われます。

## 二、貸借

貸借関係の史料には個人的な貸借証文の他に村全体での貸借の史料があります。これらの内明暦四年(一六五八)から寛文四年(一六六四)までの**史料 1** から **18** までの史料を見ると、新田開発初期の財政政策と農民の実態が分かります。元禄十三年(一七〇〇)と享保六年(一七二一)の夫食拝借願は第十三集の解題で触れた災害の問題と関連しており、その程度を如実に物語る興味深い史料です。また、小川九郎兵衛に宛てた貸借証文の中には他村のものも含まれていて、開発名主小川九郎兵衛の実像に迫る貴重な史料となっていますので、順次これらの史料について解釈を試みることにします。

先ず**別表1**「小川村拝借金一覧」をご覧ください。

1/1/12	1 171111111日亚 兒						
史料番号	史料年	拝借年		返済年		拝借金	返済金
史料1	明暦4年2月24日	明暦4年2月	(1658)	寛文2年12月	(1662)	74 両	
史料2	明暦4年3月29日	明暦4年12月	(1658)	寛文2年12月	(1662)	50 両	
史料3	万治2年3月25日	万治2年春	(1659)	万治2年暮	(1659)	100 両	
史料9	寛文3年3月4日	寛文2年暮	(1662)	寛文4年2月	(1664)	100 両	
史料 14	寛文3年12月20日			寛文4年2月	(1664)		
史料 16	寛文3年12月20日			寛文4年1月	(1664)		40 両

【別表 1】 小川村拝借金一覧

この表を基に史料の分析をしてみましょう。明暦四年二月の史料1には「御代官様え被レ仰御ちひニ金子百性壱間分に壱両つゝ御かり被レ下」とあり、七十四人の入村者が寛文二年(一六六二)十二月までの五年賦で代官から借金をしています。また、同年三月の史料2には「金合五十両 但江戸小判也 右之金小川新田御取たて新百姓ニ付様々御そしやう申上候へへ御ちひニ借シ被下候」とあり、四十七人が五年賦で代官から五十両の借金をしています。更に、翌万治二年(一六五九)の史料3には「当春小川新田百姓詰り申ニ付〔中略〕為二夫食一御金百両本借しニ而被ニ借遣一難レ有奉レ存候」とあり、この年の暮れまでの約束で代官から百両の借金をしています。いずれも代官から借金をしており、単純に計算すれば明暦四年に寛文二年十二月までの五年賦で一二四両の借金をした上に、翌年にはそれに加えて夫食として同年暮れまでの期限で百両の借金をしたことになり、万治二年には都合二二四両の借金をしたことになります。このことは、入村者たちにとって新田開発は食糧にも事欠く程の困難な事業だったことを物語っています。一方、幕府としては小川村に二二四両の貸付をしている訳で、積極的な財政支援を実施したことになります。

しかし、寛文三年(一六六三)十二月の**史料 14** に「小川新田ぶしき拝借金之儀二付而年来不レ残御取たて可レ被レ成之由御尤二奉レ存候、然共当分金子無レ之二付来二月まてと様々御そし「や」う致候得共数年之儀二候間めいめいろうしや可レ被レ仰候由」とあり、万治二年暮れまでという約束で拝借した夫食の借金は容易に返済することができず延滞を重ねたようです。そこで、代官も強硬策を打ち出して返済できない者の籠舎を言い渡すに及び、小川村の惣百姓は翌寛文四年二月十五日までに返済する約束をしています。この結果、**史料 15・16** に寛文四年正月に名主九郎兵衛が四〇両

を立て替えて代官に返済することになり、史料 17 に「正月十五日切二此人数之分不レ残指上ケ可レ申候」とあるように個別に返済計画を立てて返済に努めたようです。しかし、この証文の筆頭に名前を連ねた又右衛門の借金の額は一両と九四九文ですが、「此度御取立被レ遊候付右百姓中間より預置申候御金出シ候へと被レ申候所二、かの又右衛門預り置申候金子出し不申何方へか他行致、〔中略〕かの又右衛門弐間屋敷何方へも御売被レ成御 公儀様拝借金のたりにも被レ成可レ被レ下候、其上又右衛門女子馬迄売立指上可申候」(史料 18)とあるように、又右衛門は自分の一両一分程の借金の他に百姓仲間から預かった金の問題もあって、返済に窮して二軒の屋敷と女子供や馬まで売り払って借金を返済させられます。しかも、これは又右衛門に限ったことではなく、寛文二年十一月に又右衛門他八名が訴えた名主九郎兵衛非法の訴状(第十五集史料3)には、「新田二而つぶれ百姓六拾四間御座候、此者とも二妻子我身を売御江戸在々方々二罷在候」とあって、前年の暮れには六十四軒の潰百姓が在ったことが記されています。六十四軒といえば明暦四年二月に借金をした七十四軒の大半を占めるわけで、新田開発の困難さを物語っています。

元禄十三年(一七〇〇)二月の史料 44「夫食御順人別御書上之覚」には、惣人別九八三人の内当分の夫食を持っている者は一六七人で、残り八一六人は「是ハー切夫食持不レ申侯百姓」とあって麦ができるまでの救済を願い出ています。この前年には八月の風損で九十一軒の家が倒され、九八五本の木が折れる程の強風被害に遭い(小川家文書 I-1 1)、この年の四月には「当已麦作如何仕候哉殊之外年内寒気ニ当寒麦之分ハ大方ぬけ申侯所ニ、当春度々之風ニ吹かれ其上大分霜ニあい候」ということで不作になり年貢減免願を出しています(第十三集史料 59)。その上、十四年も大霜・しめり・はねむし・大風等の被害によって年貢減免願を出す(第十三集史料 61)程の凶作続きですが、遅れたものの五月には元禄十三年の年貢を納めています(第十三集史料 60)。また、享保六年(一七二一)正月の史料 63「夫食拝借奉ニ願上一候」によれば拝借願をしたのは一一三軒・四二三人ですが、実際は一四五軒・五八三人の家族構成が記さており、当時の家族構成を知る上でも貴重な史料です。これによれば一人家族が三軒、二人が十五軒、三人が四十八軒、四人が二十七軒、五人が二十五軒、六人が二十一軒、七人が三軒、八人が一軒、九人が二軒となっています。三人家族が四十八軒と圧倒的に多く、平均すると四人になります。史料 64 によれば「当村近年打続早損仕去子年者別而早損二付夫食無二御座一及レ飢候間、家財諸道具四壁之竹木等迄売払当月迄漸々送候得共、最早麦作出来迄取続可レ申様無二御座一」ということで、享保八年までの三年賦で夫食を拝借しています。夫食として支給されたのは粗麦二二石六斗四升でこの代金は一四両と永一五〇文です。引き続く旱魃で家財や竹木まで売り払ってしまっても、この年の十二月には五両の拝借金を返済しています(史料 65)。

これらのことは、寛文期のような開発当初と違って元禄期や享保期までには畑の開発も進み、天候が回復すれば、様々な気象災害にも耐えて生き抜くだけの生産性が確保できるようになっていたということであり、村人の力強さを感じさせられます。

先に引用した寛文三年の史料 16 の差出人は「村山ノ九郎兵衛」と記されています。これは何を意味するのでしょうか。小川村の新田開発を願い出たのは小川九郎兵衛であり、寛文九年(一六六九)までの入村請書の宛名も尽く小川九郎兵衛であり、入村請書に「町次に家作らせ少しもあけ置不レ申」とあるように入村者には家を作り定住するように求めているわけですから、開村名主九郎兵衛は率先して新田に定住していたものと思われるかもしれません。しかし、この史料はそのことに疑問を投げかけています。そこで、もう少し調べてみると意外な事実が明らかになります。第十二集の入村請書で小川九郎兵衛の肩書きの住所を調べてみると、明暦三年正月の史料 17 には「村山村」、寛文七年四月の史料 71 には「村山ノ」、同年七月の史料 72 には「村山」とあり、寛文八年十二月の史料 73 のみが「小川」となっています。また、第十五集史料 3 の寛文二年十一月の村方出入の裏書に勘定頭岡田豊前守と妻木彦右衛門から呼出し状があり、それには明確に「武州村山岸村九郎兵衛」と記されており、本文には「新田より本村御宿へ二里余り御座候而是も八人二而乗物まわしおくり付申候」とあって江戸からの帰りに新田(小川村)から本村(岸村)のお宿まで乗り物で送り届けたとされています。寛文四年の検地帳には屋敷地が書き上げられており小川村にも屋敷を持っていたのは当然ですが、『小平町誌』に「九郎兵衛は近郷の農民を集めて小川村の開発に当る一方、本村においては祖先伝来の田畑を所持し、しかも岸村の持添新田をも開発して、村内第二位の耕地所有者として農業経営に当っていたのである。」(38ページ所収)とあるように、生活の拠点は岸村に在って小川村の新田開発も手掛けたというのが実態ではなかったかと思われます。

また、九郎兵衛の貸借証文は別表 2 「小川九郎兵衛貸借一覧」の通り二〇件ありますが、三件を除いて全て貸与したものです。金額は五両・十両といった高額のものもあり、相当資金力があったものと思われます。年代的に見ると寛文

四年までは岸村が中心で、その他に三ツ木村・扇町屋村といった岸村近隣の村に貸しています。寛文五年以降は小川村が中心であり、一件だけ青梅町のものがあります。寛文四年を境に顕著な変化傾向を示していますが、いずれにしても岸村と小川村が中心であり九郎兵衛が岸村に住んでいた結果といえます。

【別表2】 小川九郎兵衛の貸借一覧表

年月	金額	貸借村名	貸借人	内容	期限	史料
万治2.11	1両3分		久兵衛	貸与	万治 3.1	4
寛文2.8	4両250分	三ツ木村	五郎左衛門他3名	貸与	寛文 3.5	5
寛文2.11	5両1分300文	岸村	太郎兵衛	貸与	寛文3.8	6
寛文2.12	2両2分	山際	六右衛門	貸与	寛文 3.10	7
寛文3.3	15 両		小川惣百姓	拝借	4・5 日	10
"	10 両		小川惣百姓	支払い		11
寛文3.11	1両2分	岸村	茂兵衛	貸与	寛文4.3	12
寛文4.7	10 両	扇町屋村	主計他2名	支払い		19
寛文4.8	1両1分	岸村	藤右衛門	貸与	寛文 5.5	20
"	2分2朱	三ツ木村	八兵衛	貸与	寛文 5.5	21
寛文4.11	4 両	猪飼五郎兵衛内	大竹八郎左衛門	貸金受取		22
寛文5.2	1両1分	小川下	善左衛門	貸与		23
"	3分	小川下	市左衛門	貸与		24
"	1分2朱	小川上	長兵衛	貸与		24
寛文6.12	4両3分	小川上	久兵衛	貸与		25
寛文7.11	3両800文	青梅町	三郎右衛門	貸与		26
寛文8.6	3両1分	小川	二郎左衛門他9名	貸与		27
寛文8.12	3 両	小川下	茂兵衛	貸与	寛文 12.10	28
"	10 両		八郎右衛門	貸与		29
<i>II</i>	1分	小川上	市右衛門	貸与		30

#### 三、開拓当初の小川村入村者

寛文二年(一六六二)十二月の史料 18 に六十四軒の潰百姓が在ったと記されていることに触れましたが、開拓当初の小川村の入村者についてもう少し詳しく調べてみたいと思います。明暦四年(一六五八)二月の史料1には七十四人が連名しており、同年三月の史料2には名主九郎兵衛を除いて四十六人の名前が記されています。史料1の中で九左衛門だけは印が同じなので同一人であることが確認できますから、実質的に七十三人の入村者を数えることができます。史料1と2を比較してみると印が重なるのは九左衛門だけですが、名前は二十三人が同名で残りの二十三人は重なりません。史料2を見るとこの史料の中では同一人は同じ印を使っているようですが、入村請書や別の年代の史料については同名の者でもほとんど印が符合せず、この時期は継続的に同一の印を使っているようには見えません。従って、印での確認は不可能なので、字名と名前の符合する者を同一人と見なせば明暦四年三月には九十六人の入村者が居たことになります。また、寛文三年(一六六三)三月の史料(小川家文書 A-4 5)では八十一人が、寛文四年の検地帳(小川家文書 A-1 1)では八十二人の名前が確認できます。その上に寛文四年(一六六四)二月までの入村請書で確認できる八十二人を照合し、字名や入村年によって同一人と確認できないものは別人として別表3「小川村入村者一覧」を作成してみました。

【別表3】 小川村入村者一覧

名 前		入村先	入村年	No.	備考	明暦4	寛文3	寛文4
市右衛門	下	成木村	寛文 2.2	41			0	

市左衛門	下					0	0	0
市兵衛	上	上成木村	寛文元. 8	37		0	0	
市兵衛	中						0	0
市郎右衛門						0		
市郎右衛門	上	高木村	寛文元. 7	36			0	0
加右衛門								0
角左衛門						0		
加左衛門							0	0
勘左衛門	上					0	0	
勘三郎	中						0	
勘次郎	中					0	0	
勘太郎		林村	明暦 2.11	8				
喜右衛門	上						0	
義右衛門	上					0		
喜左衛門						0	0	
喜左衛門	下	青梅町	寛文 3.6	51	屋守			0
喜兵衛	下	和田村	明暦 3.11	21		0		
喜兵衛								0
久右衛門	上	野口村	明暦 2.11	10		0		
久左衛門	上					0	0	0
久左衛門	下							0
久三郎								0
久四郎	上						0	
久助	中					0		
久助	上	宮寺村	寛文 2.2	39			0	
久太郎								0
久兵衛	上	芋窪村	明暦 2.12	14		0	0	0
久兵衛		上畠村	明暦 2.11	4		0		
金左衛門								0
金三郎								0
九右衛門	下						0	0
九左衛門	上					0	0	0
九郎右衛門		深沢村	明暦 3.3	18		0		
九郎左衛門	上					0	0	0
九郎左衛門	中						0	
源右衛門		上畠村	明暦 2.11	4		0		
源左衛門						0		
小右衛門						0		
五左衛門	上	野口村	明暦 2.11	10			0	0
五左衛門	下						0	
五左衛門		山口新堀	寛文 3.4	49				
五兵衛		清水村	明暦 2.12	12				
五兵衛								0
五郎右衛門		野口村	明暦 2.11	10		0		

五郎左衛門	下	高幡村	明暦 4.2	29		0		
五郎兵衛	上	1:41914	74.11				0	
五郎兵衛	下							0
五郎助								0
権左衛門	中					0	0	0
権左衛門		青梅裏宿	寛文 3.5	50				
権三郎	下						0	
権助	下						0	
佐右衛門	上	宮寺村	寛文元. 12	38			0	0
作右衛門	下					0		
作左衛門	下					0	0	
作内	中						0	
作兵衛						0		
左源太	上					0		
左五右衛門	中	畠中村	寛文 2.8	45			0	0
左左衛門	下						0	
佐次右衛門								0
三郎右衛門	下	和田村	明暦 3.11	21		0	0	0
三郎兵衛	下	畠中村	明暦 3.11	21		0	0	0
三郎兵衛								0
三右衛門	中	上畠村	明暦 2.11	4		0	0	0
三右衛門		北小曾木村	明暦 2.12	13				
次右衛門						0		
次左衛門	下	下畠村	明暦 2.11	3		0	0	0
七右衛門		高木村	明暦 4.2	25		0		
七右衛門		青梅新町村	寛文 2.11	48				0
七左衛門	上	日野				0		
七兵衛	上	事貫村	明暦 4.2	27	酒井	0		
七兵衛								0
七郎右衛門		宮寺				0		
七郎左衛門	中	林村	明暦 3.11	22		0	0	0
七郎兵衛	中	上畠村	明暦 2.11	4		0	0	0
次兵衛							0	
重右衛門		清水村	明暦 2.12	12		0		
十兵衛	中					0		
庄右衛門	上					0	0	0
庄吉								0
庄左衛門	下					0		
庄左衛門	下					0		
庄左衛門	上					0		
庄三郎						0		
庄八							0	
庄兵衛	上	沢井村	明暦 2.11	9		0	0	0
庄兵衛	下	野口村	明暦 2.11	10		0		

庄兵衛								0
次郎右衛門	下	和田				0	0	0
次郎右衛門		三ツ木						0
四郎左衛門		野口村	明暦 2.11	10				
二郎左衛門	下	下畑村	明暦 3.1	17		0	0	0
次郎兵衛						0		
新右衛門						0		
甚右衛門								0
甚左衛門	下					0	0	0
甚左衛門	下						0	
基十郎	中						0	
新兵衛								0
助右衛門	上	三ツ木村	寛文 2.11	47			0	0
助左衛門		久保田村	明暦 2.11	6		0		
助左衛門		久保田村	明暦 3.11	24				
助十郎		北小曾木村	寛文 2.8	46				0
助兵衛	上	事貫村	明暦 4.2	26	川窪	0		
助兵衛								0
清左衛門	上	野口村	明暦 2.11	10		0	0	0
清左衛門		清水村	明暦 2.12	12				
瀬兵衛								0
善九郎	中						0	0
善左衛門	下	下畑村	明暦 2.11	1		0		
善左衛門								0
善左衛門		北小曾木村	明暦 2.12	13				
善七郎	中					0	0	0
善太郎								0
善兵衛								0
総右衛門	上	小川村上町	寛文元. 2	34			0	
総右衛門	中						0	
惣右衛門	下						0	
惣左衛門	上					0	0	
惣左衛門	下							0
総左衛門	上						0	
惣兵衛						0		
太兵衛	下						0	
太郎右衛門	中	廻田村	明暦 2.11	5		0		
太郎左衛門	下	北小曾木村	明暦 2.12	13		0	0	0
太郎左衛門		下名栗村	明暦 4.2	31				
忠庵								0
忠右衛門	上						0	0
忠右衛門	下							0
忠左衛門		北小曾木村	明暦 2.12	13				
忠三郎	上						0	

長右衛門	上	清水村	明暦 2.12	12		0	0	0
長右衛門		海沢村	明暦 4.2	28				
長九郎								0
長左衛門	上	下畑村	明暦 2.11	1		0	0	0
長三郎		野口村	明暦 2.11	10				
長蔵		林村	明暦 2.11	8		0		
長八	中					_	0	0
長兵衛	上	北小曾木村	明暦 2.12	13		0	0	0
長兵衛	上	青梅村	明暦 2.12	15		0	0	0
長兵衛	中	高木村	明暦 4.2	25			0	
藤左衛門	上					0	0	
藤兵衛	中	早稲田村	寛文 2.3	42	屋敷守		0	
仁左衛門						0		
仁兵衛	上	中藤村	明暦 3.11	23		0		
仁兵衛								0
八右衛門	下					0	0	0
八左衛門	上	高木村	明暦 4.2	25		0	0	
八兵衛		早稲田村	寛文4.2	53				0
八郎右衛門		上畠村	明暦 2.11	4		0		
八郎左衛門		大久野村	明暦 2.12	11				
八郎兵衛		小久保村	明暦 2.11	7		0		
半右衛門		下畑村	明暦 2.11	1				
半右衛門								0
半三郎						0		
半兵衛	上						0	0
彦右衛門	下	吉見				0	0	0
彦左衛門	下	久保田村	明暦 2.11	6		0		
平兵衛	下						0	
孫右衛門		下畠村	明暦 2.11	3		0		
孫右衛門								0
孫左衛門		日影村	寛文 2.3	43				0
又右衛門		青梅町	明暦 3.5	19		0		
又右衛門	下					0		
又右衛門	上					0	0	
又左衛門						0		
茂左衛門	下	下直竹村	明暦2	16		0		
茂左衛門								0
茂兵衛	下						0	0
弥右衛門		久保田村	明暦 2.11	6		0		
弥左衛門		深沢村	明暦 3.3	18		0		
弥兵衛						0		
与右衛門	中	上畠村	明暦 2.11	4			0	0
与右衛門	下	江戸谷	明暦 3.5	20		0	_	-
与右衛門	下					_		0

与五兵衛	上	沢井村	明暦 2.11	9		0	0	0
与左衛門						0		
由左衛門		野口村	明暦 2.11	10				
与七郎	下					0		
与十郎						0		
与惣左衛門	下	三ツ木村	寛文 2.2	40	屋守		0	
与惣右衛門	下						0	0
与兵衛	上					0		
与兵衛	下					0	0	0
里右衛門	上	墨沢村	明暦 2.11	2		0	0	0
里兵衛	下						0	
六右衛門		上畠村	明暦 2.11	4		0		
六右衛門		高木村	明暦 4.2	25				
六右衛門	下	北小曾木村	明暦 2.12	13		0		
六右衛門								0
六左衛門						0	0	
合 計			82 人			96 人	81 人	82 人
不 出			17人					
重 複							38 人	44 人
新 出							43 人	38 人

これによると、名主九郎兵衛を除いた明暦四年の入村者九十六人の内五年後の寛文三年に重複して確認できる人数は 三十八人ですから、五年間で五十八人が離村したことになります。また、入村請書のある八十二人の内十七人がこの表 に記載されておらず、その内の十五人は明暦四年二月以前の入村者ですので、入村したものの定住するに至らずに村を 離れたものと思われます。以上のことから、寛文三年三月までには合わせて七十三人の離村者がいたと見ることができ ます。従って、寛文二年十一月に又右衛門他八名が訴えた名主九郎兵衛非法の訴状で六十四軒の潰百姓が在ったことが 記されているのも、かなり現実的な数字だったものと思われます。

また、寛文四年の八十二人の内前年と重複する名前は四十四人で、重複していない者が三十八人です。しかし、この間の入村請書は四人分しか確認できず、新たな名前として検地案内人の五郎兵衛及び大土地所有者の忠庵等の者がいることや、名前が重複している者の中でも彦右衛門や茂兵衛のように入村請書のない者もいることから、この中には開村当初からの入村者が相当数含まれているのではないかと考えられます。

明暦四年から寛文四年まで通して名前が確認できるのは二十九人で、この内入村請書が在るのは十六人です。これらのことから、小川村の開発当初は相当に人の出入りが激しかったことが分かります。

#### 四、寺社の歴史

寺社の歴史については『小平町誌』や『郷土こだいら』で既に言及されていますが、一部混乱や不明な点も見られますのでこの史料集等を参考にして整理しておきたいと思います。

## ①「川村

小川寺・妙法寺 小川寺と妙法寺は共に小川九郎兵衛の開基で、寛文四年(一六六四)の検地で除地が認められており、安政四年「小川村起立書上扣」(第十二集 史料35)によれば寛文八年(一六六八)の造建です。小川寺は臨済宗円覚寺派で医王山と号し、江戸市ヶ谷月桂寺の末寺で、雪山碩林を開山とし三町三畝歩の除地がありました。妙法寺は曹洞宗で瑞雲山と号し中藤村長円寺の末寺で、舜応東堯を開山とし二町一反歩の除地がありました。当初は「少川寺妙法寺両地え当町之分[]分ケ檀那に付申候、我等前御判塚より已下え屋敷数にて分見申候得者大方当分にて御座候」(史料1)とあり、小川村の上の方は小川寺、下の方は妙法寺に檀家を均等に分けています。しかし、「妙法寺先住普俊長老去々年巳ノ七月死去仕候ニ付而[中略]妙法寺旦那八拾七人不レ残市郎兵衛菩提所小川寺へ付置申候」ということで、元禄二年(一六八九)に妙法寺の住職普俊の死去に伴って無住である当分の間全戸が小川寺の檀家となり、後任の住職

学禅が来住しても「尤其後扱ニ而三拾弐人妙法寺へ帰り候得共」とあるように三十二人の檀家しか帰檀せず、妙法寺は名主市郎兵衛を訴えます(史料8)。ところが、却って「六郎兵衛与兵衛御召出則籠舎、妙法寺武蔵一国御追放被レ遊」(史料11)ということになり、元禄五年には帰檀した三十人が再び小川寺の旦那となって(史料12)、小川村の全戸が小川寺の檀家となるに至りました。

その後妙法寺に関する史料は明治時代までほとんどありませんので今まで詳しいことは分かりませんでした。しかし、 『国分寺市史料目録1』の榎戸嘉市家文書には延享二年と享和元年の二冊の宗門人別帳が収録されており重要な手掛か りとなります。延享二年の宗門人別帳には榎戸新田の内二十軒が円成院の旦那であることが記され、享和元年には二十 五軒が妙法寺の旦那になっています。宝暦四年十一月の「武州多摩郡榎戸新田平兵衛新田村柄様子書上帳控」(『国分 寺市史料集(I)』 史料 55) には、「寺壱ケ寺〔中略〕尤禅宗黄檗流ニ御座候」と記されこの時までは円成院の檀家で あったことが予測されます。それが、「諸事留帳」(『国分寺市史料集(Ⅱ)』 史料 166) には宝暦五年(一七五五) に「鳳林院離檀」と記されています。鳳林院は野中新田六左衛門組に在って円成院支配の寺なので、実質的には鳳林院 の檀家だったものと思われます。また、宝暦八年(一七五八)の史料 30 に妙法寺と榎戸新田の名主組頭が小川村の名 主組頭に差し出した「覚」には「三御奉行様御連印之御裏判野中新田円成院御持参被レ成、各方御立合之上拙寺方へ右 御裏御判頂戴奉レ預候処相違無二御座一候」とあります。本文がないので確証はありませんが、この史料は離檀出入の決 着証文と見られ、榎戸新田が妙法寺の檀家となったのは宝暦八年ではないかと考えられます。妙法寺はその後も小川村 に在って榎戸新田の二十戸余を檀家として存続し、明治四十二年十二月に法性院と合併して榎戸新田に移転し、翌年十 月には全ての所有地を売り渡して小川村から姿を消しました。小川寺は文政十年七月(史料 36・37)と明治二十年十 二月の火災によって寺宝や文書等を消失しています(史料 216 (4) )が、鐘楼門には檀家五十七戸から寄進された貞享 三年(一六八六)の梵鐘があり、小平市有形文化財に指定されています。墓地には小川村の開祖小川九郎兵衛の墓があ り小平市史跡に指定されており、境内には小川の幸蔵と称された侠客小山幸蔵の碑があります。

神明宮 岸村字神明ケ谷に在った阿豆佐味天神社の摂社を勧請したもので、大日孁貴命を祭神とし、一町六反歩余の除地が認められ、初代の神官は宮崎主馬です。神明社と日吉山王社は寺院と同様に小川九郎兵衛の勧請で、寛文四年(一六六四)の検地の際に除地が認められています。神明社は寛文八年(一六六八)の造建で、当初の境内は二百間程北に在り、天和元年(一六八一)九月に現在の地に遷座したとされ、宝永七年(一七一〇)に社殿を建立して神明宮と改称しています(史料17)。明治六年に村社となり、十七年には郷社に列せられました(史料216(13))。境内には大正七年に建てられた小平市有形文化財の小川村開拓碑があり、篆額は当時の総理大臣寺内正毅の筆です。

天神社 延宝二年(一六七四)に除地を願い出ており、伽倶土命・菅原道真・大山祗命・大己貴命を祭神とし、一町二 反歩の除地があり、芋窪村の鹿島神社の神官石井市之正が初代の神官です。この神社は現存しませんが延宝二年の小川 村地割図にも明記され、この場所は現在の新小平駅の南側で山王通りの東側に当たります。明治元年に「懸隔之場所ニ 付社務等難ニ行届ー」という理由で芋窪村神主石井以豆美から神明社神主宮崎加賀に譲渡されています(史料 47)。

日枝神社 江戸麹町 (現千代田区永田町) の日吉山王社を分祠したもので、大山咋命を祭神としています。除地は一町四反歩余で、初代の神主は宮西求馬です。享保期になって山口助之進に代わり、以後山口家で神官を世襲しています。大風で神殿が破損して宝暦五年 (一七五五) に再建し、明治元年に名称を日枝神社に改称しました (史料 216 (17))。②小川新田

平安院 臨済宗円覚寺派で遠渓山と号し小川寺の末寺です。元文元年の検地で平安軒堂鋪および庚申塚鋪が除地として認められています。江戸牛込月桂寺から庵号を与えられ、元文四年(一七三九)に平安軒を創建しました(史料 216(2))。 開山は関叔碩三、開基は小川寺六世省宗碩要と小川弥市です。小川利雄家文書の年貢皆済目録等で平安軒を追って見ますと、享和元年の持畑反別名寄帳(A 6)までは平安軒と記されていますが、享和二年の年貢永納帳(C 31)からは平安院となっており、享和二年(一八〇二)に平安院と改称しています。

熊野宮 由緒書によると宝永元年(一七〇四)に岸村に鎮座していた阿豆佐味天神の摂社を、宮崎主馬が一本榎の下に 遷祀したとされ、伊邪那岐命・伊邪那美命・事坂男尊・速玉男尊・猿田彦尊を祭神としている。享保二一年の除地願の 史料には「当小川新田場之内壱本榎之儀古来より武蔵野名高榎二御座候二付熊野社を建則当新田鎮守二勧請仕候」とあって、熊野社の勧請は初代神官の宮崎采女事弥藤次が入村した享保十五年以降のことと思われます。元文元年の検地で 除地が認められ、熊野宮と改称したのは二代目若狭が神祇管領から神主許状をもらった享和二年(一八〇二)のことで あり (史料 74)、明治六年村社になりました (史料 216(16))。

#### ③鈴木新田

海岸寺 瑞雲山と号し、臨済宗妙心寺派で牛込済松寺末です。開山は頑石慧堅で本堂の建立は天明三年(一七八三)とされています(『こだいらの史跡めぐり』94ページ)。開発当初は鈴木新田の出百姓は全て宝林院の檀家でしたが、享保十五年(一七三〇)十月には円成院との間で檀家の最寄り替えが行われて鈴木新田で円成院の最寄りの者は円成院の檀家に、宝林院の最寄りの野中善左衛門紀の出百姓は宝林院の檀家となりました(第十二集史料 66(19))。享保十九年(一七三四)には離檀出入が起こり一旦延命寺の檀家となった野中新田の者が宝林院に帰檀させられています(史料 108)。これと前後して鈴木新田内にも別の寺を引寺する動きがあり、同年七月に鈴木利左衛門他二名が三峯山境内に在った越中国泰寺末の海岸寺の引寺を谷中南泉寺に働きかけて、享保二十一年(一七三六)三月に上坂安左衛門役所から引寺が許可され(史料 99(4))、宝林院は鈴木新田から撤退を余儀なくされています。許可はされたものの南泉寺は資金不如意で元文四年(一七三九)九月に海岸寺を牛込の済松寺に譲渡しています(史料 99(7))。

**宝寿院** 鈴木山と号し真義真言宗豊山派で府中妙光院末です。享保十一年(一七二六)正月に鈴木利左衛門が亡父利左衛門重広の菩提を弔うために、稲荷社地二町五反歩と合わせて七町五反歩の土地を寄進して引寺したもので(**史料 98**)、上鈴木と堀野中が檀家になっています。鎮守は**稲荷神社**で上鈴木下鈴木の二カ所に祀られており、祭礼はいずれも九月二十二日です。明治六年に村社になりました(**史料 216(14)**)。この他に下鈴木には第六天社があり、宝寿院が別当になっています。

## ④野中新田

武蔵野神社 野中新田開発の発端は毘沙門天の夢想によるものとされ、願いが叶ったら村の鎮守に毘沙門天を勧請するという盟約が藤八と円成院大堅の間で結ばれています。享保九年(一七二四)五月に新田開発が許可され、円成院に十二分の一の土地が分けられると大堅は九月二日に新田に引越し、翌三日に毘沙門社の遷宮祭礼が行われて、享保十年四月には南野中新田の鎮守として当社から毘沙門社が勧請されています(第十二集新田開発史料 66)。新編武蔵風土記稿によると例祭は九月三日で、明治の神仏分離によって円成院の管理を離れ、末社の猿田彦命を祭神とする武蔵野神社に改名し、明治六年に村社になりました(史料 315)。新編武蔵風土記稿によればこの他に弁天社と諏訪社が記され、いずれも除地となっています。弁天社は小金井街道と東京街道の交差点の西側北の花小金井四丁目に存在し、諏訪社は青梅街道の東端南側花小金井一丁目に在りましたが現存しません。また、武蔵野神社の西側には除地の地蔵堂が存在しました。

円成院 野中山と号し、黄檗宗大本山万福寺末です。宝永二年に師僧実山道伝を開山として大堅が上谷保村に創建したもので(史料 105)、享保十一年(一七二六)十一月に寺社奉行黒田豊前守に引寺を願い出て、翌年五月に許可されています(第十二集史料 66(12))。当初野中新田の出百姓は全て円成院の檀家であったが、享保一五年には鈴木新田宝林院との最寄り替えが行われ、離檀出入の末享保十九年(一七三四)十一月に「只今迄之通り円成院宝林院延命寺宝寿院右四ヶ寺檀那百姓銘々限り」となり(史料 107)、野中新田与右衛門組の菩提寺となったものと思われます。また、円成院の西側には円成院と同時に引寺願を出して許可された観音堂が存在しました。

延命寺 伽羅山地蔵院と号し、真義真言宗豊山派で中藤村真福寺末です。中藤村から入村した者たちが相談して、享保十八年(一七三三)に中藤村真福寺から引寺したと言われ(史料『こだいらの史跡めぐり』83ページ)、開基は野中善左衛門と浄範で、開山は浄範です。新編武蔵風土記稿には「龍華山地蔵院ト号」し「享保二十年ノ建立ナリ」と記されています。境内西側には稲荷社が、堀野中には観音堂が存在し、いずれも除地です。新編武蔵風土記稿によると観音堂は「葛飾郡亀戸村羅漢寺ニテ進退ス」とありますが現存せず、明治四年村社となったとされている(史料 216(15))稲荷神社が上水南町一丁目にあります。これは明治の神仏分離によって稲荷社と観音堂が入れ替えられた結果だと思われ、明治八年の「田畑其他反別取調野帳」(「市役所引継文書」A 7)には、延命寺の西側に観音堂敷地が記されています。また、稲荷神社の西側には明治以前から万福寺末の関翁庵が在りましたが、明治三十八年に願い出て豊多摩郡落合村大字上落合の泰雲寺に合寺されて(史料 216(12))現存しません。

#### ⑤大沼田新田

泉蔵院 当麻山と号し、天台宗延暦寺派報恩寺末です。大沼田新田に最初に引寺を予定していたのは清水村三光院末寺で以前後ヶ谷村に在った西楽寺ですが、現存しない寺の引寺は許可されず(史料 137)、元文元年の検地帳には寺名未詳のまま寺地と墓所が除地として記されています。今寺村報恩寺から泉蔵院の引寺が許可されたのは延享元年(一七四四)七月で(史料 146)、弥左衛門と伝兵衛によって二町余の寺地が寄進され(史料 151)、十二月に当麻弥左衛門と

当麻伝兵衛を開基とし報恩寺の運承を開山として草堂が結ばれました。この間野口村の正福寺・徳蔵寺および久米川村の梅岩寺の三ヵ寺を菩提寺としていたために離檀出入があり、泉蔵院が評定所の裁定を得て大沼田新田の菩提寺となったのは延享二年(一七四五)五月です(史料 168)。その後無尽によって資金を集め、仮屋作りだった泉蔵院の客殿建立が着手されたのは宝暦九年(一七五九)三月でした(「当麻伝兵衛家文書」A-3 36)。鎮守は稲荷神社で検地帳に除地が許され、今寺村から泉蔵院地内へ勧進されたのは延享元年(一七四四)で(史料 151)、寛政期には九月十五日に祭礼が行われています(第一集史料 34)。明治元年現在地に遷祀し(『北多摩神社史』126ページ)、六年村社になりました(史料 189)。

### ⑥廻り田新田

廻り田新田には寺院が無く、菩提寺は久米村の永源寺・清水村の三光院・鈴木新田の宝寿院と海岸寺の四寺に分散しています。鎮守は**氷川神社**で、宝暦五年(一七五五)に廻り田村から勧請し(**史料 214**)、明治六年村社になります(**史料 213**)。

## 五、あとがき

今回は「新田開発3」として貸借と寺社関係の史料をまとめました。貸借については第十五集「村の生活」の事件・ 事故・訴訟とも関連がありますのでそちらも参照いただきたいと思います。寺社については単独で編集することも考え ましたが、元文元年までの史料は新田開発の経過とも密接な関連があることから新田開発の中に含めました。

貸借の史料を通して開発当初の入村者の苦労や代官の対応および災害の様子等について知ることができるばかりでなく、開発名主小川九郎兵衛の実像にも迫ることができます。これらのことから、代官は小川村一カ村のために最大で二二四両もの金を貸しており、手厚い財政支援策が実施されたことが分かります。また、開発者たちにとっても小川村に出てきたものの食糧にも事欠く程の苦労が続き、夫食の借金が返済できずに開発地のみならず馬や妻子まで売る者もいたようで、撤退を余儀なくされた者も少なくなかったことが明らかです。しかし、寛文期のような開発当初と違って元禄期や享保期までには畑の開発も進み、天候が回復すれば、様々な気象災害にも耐えて生き抜くだけの生産性が確保できるようになっていたと思われ、逆境に耐えて成長していく村人の逞しさを感じさせられます。そして、開発名主小川九郎兵衛は五両・十両といった金額を岸村や小川村の百姓たちに貸しており、相当資金力があったものと思われます。

また、貸借の史料を丹念に調べることによって開発当初の村人の移動の激しさを知ることができます。開発が許可されて二年後の明暦四年三月には小川村に少なくとも九十六戸の入村者があったものと思われますが、その六年後の寛文 三年三月までにはその内七十戸を越える離村者があったものと思われ、開発当初から小川村に定着できた村人は極少数だったことがわかります。

寺社の歴史については今まで古文書目録の解題等で部分的には触れましたが、体系的にまとめることはできませんでしたので、今回の史料集刊行を機に小平市内の寺社について体系的にまとめてみました。小川村の妙法寺については、『小平町誌』の第四編第四章「宗教」(1296~1298 ページ)には説明がなく、『郷土こだいら』の「三小平の社寺と旧蹟 2 寺院」には記されていますが、小川寺との離檀出入後の経過については不明でした。また、その他の寺社についてもほとんどが設立の経過を中心とした説明でしたが、今回は史料で確認できる範囲の由緒については調査して記述しました。そして、今までその存在すら知られていなかった小川村の天神社、鈴木新田の宝林院、野中新田の弁天社や諏訪社・観音堂・閑翁等についても触れることができました。

最後になりましたがこの史料集の作成に当たり、原文の解読は梅林富子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・藤井一 栄の各氏にお願いし、校訂と解題作成は蛭田廣一が行いました。また、印刷のための原稿作成は古文書嘱託の三野行徳 が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十五年十一月十一日

小平市中央図書館